

工学部・工学研究科
部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項
(2023 年度一次募集)

I. 概要

派遣交換留学とは、工学部・工学研究科と部局間学術交流協定を結ぶ海外の機関（以下、「部局間協定校」と記載する。）へ、交換留学生として通常 1 学期～1 年間留学する制度です。留学先大学等では、現地学生とともに科目履修または研究等を行い、単位取得も可能です。留学先大学等で取得した単位の本学における認定については、各学科・専攻において取扱いが異なりますので、必ず事前に所属学科・専攻の教務委員教員、及び、研究室配属されている場合は研究室内の指導教員と相談してください。また、授業料については、留学中も本学に納めますが、派遣先大学へ支払う必要はありません（一部の大学を除く）。なお、本募集においては、新型コロナウイルスの影響により、派遣先国・地域の状況、また、派遣先大学、本学の判断により派遣を中止・中断する場合があります。

1. 留学先大学等

本募集における派遣対象大学は、別紙「2023 年度一次募集対象校」を参照ください。

- ※ 対象校一覧に掲載されている情報は、各大学の事情で更新・変更される可能性があります。各自協定校 HP 上で最新の情報を得てください。
- ※ 協定校によっては、年度により本学からの交換留学生を受け付けない場合があります。その場合は、選考時に他の留学希望大学等の希望順位を繰り上げることがあります。
- ※ 大学間協定校及び国際教育協会（IIE）の Global Engineering Education Exchange 加盟校（GE3 加盟校）への派遣交換留学は、東北大学グローバルラーニングセンター及び留学生課にお問い合わせください。

2. 派遣期間

2023 年度夏・秋（通常 7 月～10 月）から 1 学期ないし 1 年間

- ※ 協定校の学年暦等により留学開始時期及び留学可能期間が異なりますので留意ください。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

年	月	日等	項目
2022	11 月	16 日（水）	応募受付開始
	12 月	下旬頃	応募書類提出期限（「Ⅲ. 応募方法」参照）
2023	1 月	初旬	一次選考：書類審査
		11 日（水）もしくは 12 日（木） 18：00 以降	二次選考：面接
	2 月	中旬	学内選考合格者決定
	3 月	～随時	部局間協定校への申請、選考結果の受領
	3 月	30 日（木）18：00～	第 1 回オリエンテーション
	5 月	16 日（火）18：00～	第 2 回オリエンテーション
	6 月	30 日（金）18：00～	第 3 回オリエンテーション
	7 月	～随時	留学開始
2024	5 月、10 月		帰国後報告会（帰国者対象）

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たすものとします。

- (1) 工学部・工学研究科の正規学部学生または大学院生で、学業、人物ともに優秀な者
 - ※ 申請時に工学部の所属であっても、留学時に工学研究科以外の大学院に進学する場合は対象となりません。
 - ※ 留学中に課程をまたぐことはできません（例：留学中に学部を卒業し修士課程に入学する、等）
- (2) 部局間協定校において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うための十分な語学能力がある者

2. 語学要件

語学要件は、留学希望大学によって異なります。

学内募集において語学力の最低基準は定めませんが、協定校申請時には協定校が定める語学要件を満たしている必要があります。留学希望大学が定める語学要件をホームページ等で確認し、要件を満たしている、または協定校が定める申請期限までに満たす見込みが非常に高いと考える大学を留学先として選んでください。協定校申請時に要件を満たしていない場合は当該校への申請は認めないため、留学先大学の希望順位を繰り上げることがあります。また、履修希望科目がどの言語で、かつ、自身の留学期間中に開講されるかどうか也十分に確認してください。

3. その他の条件

- (1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- (2) 授業履修などのやむを得ない場合を除き、留学前オリエンテーション全3回、英語コミュニケーションクラス、帰国後報告会の全てに参加すること。
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること。
- (4) 本学が定める海外旅行保険に加入すること（「V. 留学経費等（4）海外旅行保険」参照）。

III. 応募方法

応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 派遣交換留学生候補者調書	所定	記入例を確認のうえ作成すること。
② 指導教員／担任等の推薦状	所定	指導教員／担任等の署名（又は記名押印）が必要。
③ 学業成績証明書	－	大学院生は学部の成績証明書も提出すること。
④ 語学能力証明書の写し	－	申請時点で最新の TOEFL、IELTS、TOEIC 等のスコアシートを提出すること。
⑤ 派遣交換留学誓約書	所定	原本は各自保管しておくこと。なお、保護者等は以下のとおりとすること。 日本人学生：成人した家族及び親戚 留学生：成人した家族及び親戚または指導教員

【様式ダウンロード】

上表中の所定様式は、工学研究科国際交流室ウェブサイトからダウンロードし作成してください。

> <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/>

【提出書類作成上の留意事項】

- ①についてはエクセルデータ、②～⑤については PDF 等のデータで提出すること。
- 作成すべき当事者本人が作成したものでないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

工学部・工学研究科内の所属学科・専攻の教務係に、データで提出すること。

(3) 応募書類提出期限

所属学科・専攻の教務係にて確認すること。

- ※ 各教務担当係から工学研究科国際オフィスに提出される期限は 2023 年 1 月 6 日（金）です。
この日以前に各学科・専攻の教務係において提出期限が定められます。

IV. 選考・結果通知

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接選考

一次選考後、二次選考の日時について工学研究科国際オフィスから応募学生にメールで連絡します。

- ※ 面接選考は Zoom を使用し実施するので、各自 PC、ネットワーク環境を準備してください。

【参考】各選考における評価のポイント

- ① 留学の目的及び動機
- ② 授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③ 異文化適応能力
- ④ 問題解決力
- ⑤ 語学力及び学業成績

(3) 学内選考の結果通知

2023 年 2 月中旬（予定）に、工学部・工学研究科教務課から所属学科・専攻の教務係を通じてお知らせします。

V. 留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。
留学先国・地域によっては日本よりも物価・生活費が高額となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 授業料

部局間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、協定校からは授業料を徴収されません。（ただし、一部の大学については授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります。）

本学の授業料は納付する必要があります。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記「申請可能な奨学金」を参照してください。

- 奨学金情報：<https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/out-bound#scholarship>

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、「OSSMA Plus」への加入を必須とします。また、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、OSSMA Plusと併せて加入する必要があります。なお、各加入の保険料は留学生本人の自己負担とします。

➤ OSSMA Plus : <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/out-bound/program>

VI. その他

(1) 留学アドバイジング

部局間協定校情報、異文化適応、英語学習等、留学に関する様々な疑問や不安に、工学研究科インターナショナルオフィスの留学アドバイザー教員がお答えします。積極的にご活用ください。

➤ 予約フォーム : <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/applications>

※ 留年の可能性や単位互換等の教務的な取り扱いは学科・専攻ごとに異なります。所属する学科・専攻の教務係及び留学/教務担当教員等に事前に必ず確認してください。

(2) 留学希望大学の選択

- 「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】には、留学希望大学を最大第3希望まで記入してください。
- 第1から第3希望まで、いずれも各協定校申請時まで各協定校が定める語学要件を満たしている必要があります。
- 第1から第3希望の全てについて、HP等で履修可能な学部・研究科や専攻、開講授業（非英語圏の留学希望大学で英語での科目履修を希望する場合、英語により十分な数の授業科目が開講されているかの確認や開講時期等含む）、出願要件等を十分に調べた上で、できる限り志望動機に沿った大学を選択してください。なお、開講授業については、留学先大学の状況により希望の授業を受けられない場合があります。
- 校内選考では、希望上位の大学から順に審査を行い、「校内選考合格」となった場合は1校に対して申請することができます。

(3) 合格の取り消し

本学の校内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ① 部局間協定校の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- ③ 健康を害し留学が困難になったとき
- ④ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- ⑤ 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- ⑥ その他、本学工学部・工学研究科が留学を適当でないと認めるとき

(4) 留学希望大学等における受入れ可否及び所属学部や研究科等の決定

原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行いますが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。留学希望大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分が決定します。

(5) 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

(6) イギリスの大学への留学

イギリスの大学に留学する場合、ビザの申請にIELTSスコアが必要となります。TOEFLは受け付けられませんのでご注意ください。

(7) アメリカ合衆国への留学

大学院生で、アメリカ合衆国の大学の大学院課程に留学を希望する学生は、GRE (Graduate Record Examinations) の受験が必要となる場合があります。

(8) 協定校又は国・地域における保険加入

協定校又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「V. 留学経費等 (4) 海外旅行保険」に記載のとおり、OSSMA Plus と併せて加入する必要があります。

(9) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI. その他 (3) 合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害、感染症・疫病の流行等の不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・中・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により、プログラム派遣中においても留学中断の判断をする場合があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況や世界の情勢により、大学が交換留学による海外渡航を許可する条件等に変更が生じる場合があります。また、交換留学による海外渡航に必要な手続きや提出書類が新たに生じる場合があります。